

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、一層の企業価値向上と収益の拡大を図るため、絶えず経営全体の透明性及び公正性を高めてゆくとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる効率的且つ合理的な組織体制の確立に努めていく。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】:政策保有上場株式の政策保有方針及び議決権行使基準

◎政策保有に関する方針

当社は当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えられる場合に限り、上場株式を政策保有いたします。

具体的には、株式保有先上場会社の財務状況に限らず、経営戦略やリスクへの対応等の非財務面での状況をも考慮して、株式保有先上場会社との提携関係、取引関係、事業上の関係、その他地域社会や同業者との関係維持・強化の観点から総合的に勘案し、政策的に必要とする上場株式については保有していく方針であります。

◎議決権行使基準

政策保有株式に係る議決権の行使については、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、政策保有先上場会社の経営方針を尊重した上で、中長期的な企業価値向上や、株主還元姿勢、コーポレートガバナンス及び社会的責任の観点から議案毎に確認して、議決権の行使を判断いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】:関連当事者間取引の適切な手続

取締役は、会社の利益を最優先する忠実義務を負っており、当社取締役についてはこれを取締役規則で改めて定めるとともに、当社執行役員に対しても執行役員規則により取締役と同等の義務を課しております。

具体的には、取締役又は執行役員が自己又は第三者のために会社と取引をする場合(利益相反取引)には、当該取締役はその利益相反取引について重要な事実を開示して取締役会の事前の承認を得なければならず、また、会社と利益相反取引をした取締役又は執行役員は、その取引につき重要な事実を取締役会に報告することとしております。

そして、上記承認及び報告がなされる取締役会には、独立性を備えた社外取締役及び社外監査役が出席していることから、利益相反取引については社外役員による監督もなされております。

尚、当社には主要株主(当社発行済株式総数の10%以上を保有する株主)は存在しないため、主要株主との取引はございません。

【原則3-1. 情報開示の充実】:情報開示の充実としての必要項目

(1)経営理念、経営戦略、経営計画

当社の企業理念及び中期経営計画は、以下のホームページアドレスに掲載しております。

◎企業理念 <http://www.cgco.co.jp/company/principle.html>

◎中期経営計画 <http://www.cgco.co.jp/company/strategy.html>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、一層の企業価値の向上と収益の拡大を図るため、絶えず経営全体の透明性及び公正性を高めてゆくとともに、経営環境の変化に迅速に対応することができる効率的且つ合理的な組織体制の確立に努めてまいります。

当社は、取締役会と監査役会をコーポレートガバナンスの基礎とした上で、執行役員制度を導入し、重要な経営事項に関する意思決定及び業務執行の監督機能並びに業務執行機能を分離することにより取締役会をスリム化し、経営の効率化と迅速化を図っております。また、監査・監督機能を高めるため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた社外取締役及び社外監査役が、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担っております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定する際の方針と手続

当社の役員報酬制度は、固定報酬と連結業績や配当を反映した変動報酬によって構成、決定しており、業績や配当を意識した経営を動機づける設計としております。また、業務執行から独立した立場である、社外取締役及び監査役には、業績などを反映した変動報酬は相応しくないため固定報酬としております。

取締役の報酬は、株主の利益を害する危険を排除するため、取締役全員に支給する総額を株主総会決議により定め、各取締役に対する具体的配分の決定については、独立性を備えた社外取締役及び社外監査役が出席している取締役会に委ねられております。

具体的には、退職金慰労制度を廃止し賞与と支給を取りやめて成果を反映させた報酬体系に一本化し経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、株主総会で取締役の報酬限度額を月額3,600万円以内、監査役の報酬限度額を月額1,000万円以内と決議頂いております。その範囲内で各取締役の具体的配分は取締役会で、各監査役の具体的配分は監査役会で決定しております。

なお、当社の事業報告及び有価証券報告書においては、当該事業年度における取締役の報酬総額を社外取締役の報酬総額も認識できる形式で開示いたしております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の方針と手続

取締役会が指名する取締役候補者及び選任する執行役員は、企業経営の諸問題に精通し、人格、識見、実行力ともに優れ、経営者として職務を全うすることのできる者でなければならずと考えております。取締役候補者の指名に当たっては、取締役規則に基づき取締役会が推薦し、執行役員の選任は執行役員規則に基づき取締役会の決議により選任いたします。取締役及び執行役員に就任した者は、従業員としての身分を失うものとしております。

取締役会が指名する監査役候補者は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、当社及び当社企業集団が従業員、工場・生産設備が所在する地域社会、国内外の顧客・取引先等との協働に努め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を出現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を担える者、そして監査役として独立の立場の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動のできる者でなければならずと考えております。監査役候補者の指名に当たっては、取締役会に監査役会の同意を得なければならず、監査役の選任について監査役は株主総会

で意見を述べることができます。

#### (5) 個々の経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名についての説明

取締役会が取締役及び監査役候補の指名並びに執行役員を選任を行う際の、個々の選任・指名については、氏名、生年月日、候補者が取締役及び監査役並びに執行役員にふさわしい経歴の持主であるかどうかの判断資料である略歴、候補者が現に当社の取締役であるときは当社における担当、重要な兼職に該当する場合はその事実、所有する当社の株式数を説明資料としております。

#### 【補充原則4-1-1：取締役会の経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社取締役会は、独立性を備えた社外取締役を含む取締役全員で構成し、業務執行に関する会社の意思決定をすともにと取締役の職務執行を監督する機関であります。取締役会の具体的職務は、(1)会社の業務執行の決定、(2)取締役の職務の執行の監督、(3)代表取締役の選定及び解職、であります。取締役会が決定する事項は、(1)重要な財産の処分及び譲受け、(2)多額の借財、(3)支配人その他の重要な使用人の選任及び解任、(4)支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止、(5)社債の募集、(6)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備、(7)定款規定に基づく取締役等の責任の一部免除、(8)その他重要な業務執行、を決定することです。取締役会は、取締役会が決定すべき上記以外の業務執行の決定を執行役員へ委ねております。

具体的には、取締役会で各取締役及び執行役員の担当を定め、取締役会の決議事項は取締役会規則で、社長執行役員又は担当執行役員の決裁事項は稟議規程で定めております。

#### 【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】：当社独立社外取締役の役割・責務・人数

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、当社の独立社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた取締役として、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための機能と役割を担う者であるとともに、専門分野における有識者としての経験・識見を当社の経営に生かしていける者2名を選任いたしております。

#### 【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役及び社外監査役を選任するための当社の独立性基準は、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又は主要株主の業務執行者、当社又はその子会社の業務執行者(社外監査役の場合は当社又はその子会社の非業務執行取締役を含む。)でない方といたしております。

具体的な独立性判断基準は、現在及び過去10年間に於いて、当社又は子会社の取締役、執行役員又は使用人となつたことがない取締役であることに加えて以下の要件を備えた者とし、

現在又は過去において、独立役員又はその近親者が、

(a)当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者でないこと。

(b)当社の(当社を)主要な取引先とする者又はその業務執行者でないこと。

(c)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家でないこと。

(d)当社の主要株主又は主要株主の業務執行者でないこと。

(e)当社またはその子会社の業務執行者でないこと。

(f)当社またはその子会社の非業務執行取締役でないこと。(独立役員が社外監査役の場合)

なお、上記独立性判断基準に係る主要事項に関する当社の判定基準は以下の通りとします。

ア 近親者とは、二親等内の親族とします。

イ 当社の主要な取引先は、当社売上高の10%以上とします。但し、主要な借入先は有利子負債の10%以上とします。

ウ 当社の主要株主は、10%以上の議決権を保有している株主とします。

エ 業務執行者とは、役員その他、重要な使用人(事業場長)を含みます。

また、以下の項目いわゆる属性情報がある場合には、招集通知の選任議案、事業報告、有価証券報告書、独立役員報告書及びコーポレートガバナンス報告書等へ積極的に開示しております。

a. 上場会社の取引先又はその出身者

b. 社外役員との相互就任の関係にある先の出身者

c. 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

以上、独立性判断基準の外に、専門分野における有識者としての経験・識見を当社の経営に活かしていける方を独立社外取締役の候補者として選定いたしております。

#### 補充原則4-11-1：取締役会全体の知識・経験・能力バランス、多様性、規模及び取締役選任の方針・手続

当社は、取締役会を構成する取締役人数を12名以内としており、的確かつ迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切と考えております。また、当社取締役会が、企業経営の諸問題に精通し、人格、識見、実行力ともに優れ、経営者として職務を全うすることのできる者より、バランスよく構成されるべきであると考えております。

さらに、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期は会社法上の任期である2年を定款で1年に短縮し、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までといたしております。

#### 補充原則4-11-2：取締役及び監査役の上場会社兼任状況

当社は、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめることとしております。また、当社は、その兼任状況を定時株主総会招集通知又は事業報告等に記載し株主宛に発送するとともに当社ホームページ等へ毎年これらを掲載し開示します。

#### 補充原則4-11-3：取締役会全体の実効性

当社取締役会は、独立社外取締役2名を含む10名の取締役及び独立社外監査役3名を含む5名の監査役が出席義務が負っており、取締役及び監査役それぞれが積極的に議論に参加し貢献していることから、規模、構成、運営状況、各役員の資質等において、経営に対する監督機能を発揮するための体制が構築されている中で、取締役会の実効性は十分果たされていると考えております。取締役会の上記実効性は、毎年作成する事業報告及び有価証券報告書等が表現していると考えこれをホームページ等へ開示しております。

#### 補充原則4-14-2：取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社取締役は、企業経営の諸問題に精通し、人格、識見、実行力ともに優れ、経営者として職務を全うすることのできる者であり、誠実かつ忠実に職務を全うし社業の発展に努めるため、取締役は経営の責任者の一翼を担うことを自覚し、他の規範となるように常に自己研鑽を重ねなければならないこととしております。

当社監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っております。よって監査視点形成のため、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と企業をめぐる環境の変化を把握し監査品質向上のため常に自己研鑽に努めなければならないこととしております。

具体的な方針については、イーラーニングを利用した事例でのコンプライアンス、セミナーによる役員の法的責任とコンプライアンス、役員を対象とした各種ガイドブックの配布、当社の各種委員会が開催する説明会等による知識の習得及びトレーニングの実施であります。

当社は、取締役・監査役が会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たせるよう必要な知識の習得やトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行いこうした対応が適切にとられているか否かを確認しております。

#### 【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との対話が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると考えております。株主からの対話の申込みに対しては、内容の重要性に応じて株主平等原則の下に合理的な範囲で前向きに対応すべきと考えております。

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する取締役会としての方針は以下の通りであります。

##### (1) 目配りを行う経営陣または取締役の指定

株主との対話全般について、その統括を行い建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役としては、代表取締役並びにIRに関する事項を業務分掌にもつ事業場を担当する取締役又は執行役員を指定する。

##### (2) 対話を補助する社内の有機的な連携のための方策

株主及び投資家との対話は、IRに関する事項及び株主総会を総括する経営管理室企画総務グループが担当し、これを経理部門、法務部門が補助する他、対話の内容に応じて管理部門、営業部門、技術部門、研究部門、製造部門等の各事業場が主体となり、または主体となる事業場を支援する。

##### (3) 個別面談以外の対話の手段の充実にする取組み

決算説明会の開催、並びに決算短信をはじめとする適時開示書類、事業報告・株主総会招集通知等の株主宛発送書類、有価証券報告書、アニュアルレポート等の当社ホームページへの掲載による当社事業の適時の資料提供、議決権行使書の他インターネット及びプラットフォームによる議決権行使方法等、対話に資する環境の整備に取り組む。

##### (4) 株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対するフィードバックのための方策

対話において把握された株主及び投資家等の意見・懸念等は、必要に応じて取締役会又は担当する取締役へ報告され、当社の今後の経営の参考とさせて頂くとともに必要な場合はその旨の回答を行う。

##### (5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社の取締役等及び従業員等を対象とする内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則を定めて、伝達規制、入手規制及び漏洩防止等のインサイダー情報の管理を定めるとともに、インサイダー情報に基づく取引禁止、インサイダー情報に基づく取引推奨の禁止、事前申請及び許可に基づく当社株式等の売買手続、役員等の取引規制及び決算期にかかる取引規制等を定めて当社株式等の売買の規制を図る。

また、会社は取締役等及び従業員等全員に対し、正式に公表した以外の秘密情報を職務上の目的以外に使用し、開示、漏洩しないことを内容とする誓約書の提出を求める。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	10,407,000	5.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,786,000	3.28
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	6,620,509	3.20
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	5,717,000	2.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,898,000	2.37
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,667,000	2.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・山口銀行口)	4,300,000	2.08
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	3,847,000	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,325,000	1.61
株式会社三井住友銀行	3,241,000	1.57

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

### 補足説明 更新

平成27年9月4日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社及び共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が、平成27年8月31日付でそれぞれ次の通り株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員	1000人以上

数	
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

\_\_\_\_\_

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

\_\_\_\_\_

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
相澤 益男	学者													
坂本 吉弘	他の会社の出身者													

#### ※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
相澤 益男	○	相澤益男氏は科学技術振興機構の顧問に就任されており、同機構は当社との間に取引関係がありますが、その取引金額は平成26年度において当社売上原価の0.00%であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏は独立性を有すると考えております。なお、同氏は相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。	相澤益男氏は、社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正性を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であり、且つ、長年にわたる研究者、大学教授、学長及び科学技術分野における公的機関の有識者としての経験、識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又は主要株主の業務執行者、当社又はその子会社の業務執行者である方はございません。

坂本 吉弘	○	坂本吉弘氏は一般財団法人安全保障貿易情報センターの理事長に就任されており、当社と同法人との間には取引関係がありますが、その取引金額は平成26年度において当社売上原価の0.00%であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏は独立性を有すると考えております。なお、同氏は相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。	坂本吉弘氏は、社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であり、且つ、長年にわたる行政官及び経営者の経験・識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又は主要株主の業務執行者、当社又はその子会社の業務執行者である方はございません。
-------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び内部監査部門である監査部は、会計監査人から、監査計画・重点監査項目、監査結果の概要及び内部統制に関するリスクについて、説明を受け、意見交換を行うとともに、相互に問題の共有化を図り、監査の実効性・効率性を高めております。また、監査役は、適宜、会計監査の往査とその際の監査講評に立ち会うほか、会計監査人から監査の実施経過について適宜報告を受けております。監査役及び監査部との関係については、監査役は、内部監査の整備、運用状況を確認するために、定期的に監査部の監査計画や監査結果をヒアリングし、監査状況について相互に情報を交換し、協力体制を構築し、連携強化を図っております。また必要に応じて監査部に対して調査を求める等、監査の充実と効率化を図っております。

会計監査人は、八重洲監査法人に委嘱しております。会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は、原田 一雄、齋藤 勉、辻田 武司であります。会計監査業務に係る補助者の構成としては公認会計士6名、その他2名であります。

監査部は、内部統制について、その目的をより効率的に達成するため、モニタリング機能を担っており、当社グループの内部統制の整備及び運用状況を検討、評価し、必要に応じて、その改善を促し、代表取締役、当社及び子会社等の業務監査全般も含め、監査状況等の報告を行っております。また、財務報告リスク評価委員会及び監査役にも、適宜報告し、内部監査の実効性をより高めております。

内部統制部門との関係については、財務報告リスク評価委員会規程に基づいて設置した財務報告リスク評価委員会において、経営の意思決定及び会計事実が財務報告に与える影響の評価及び分析を行い、財務報告の信頼性を確保するための活動を行っており、当該委員会には監査部及び常勤監査役が出席しております。その他内部統制を担う環境安全推進委員会、独占禁止法遵守推進委員会、安全衛生委員会、製品安全対策委員会、安全保障貿易管理委員会、コンプライアンス推進委員会等の各種委員会においても適宜出席し実効的な監査が行われるよう体制を整えております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井出 義男	他の会社の出身者													
中村 節男	他の会社の出身者													
岡田 照美	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井出 義男	○	井出義男氏は日清紡績株式会社(現日清紡ホールディングス株式会社)の出身であり、同社は当社株式を0.99%保有しており、当社は同社の株式を0.96%保有しておりますが、株式の割合を鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏は独立性を有すると考えております。また、同氏は現在、当社の取引先又はその出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。なお、同社社外監査役に当社出身者である川上 洋氏が就任しております。	井出義男氏は、社外監査役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための機能と役割を担える方であり、且つ、日清紡績株式会社(現日清紡ホールディングス株式会社)において長年にわたる業務・経営に携わってこられた経験・識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又は主要株主の業務執行者、当社又はその子会社の業務執行者、当社又はその子会社の非業務執行取締役である方はございません。
中村 節男	○	中村節男氏は小野田セメント株式会社(現太平洋セメント株式会社)の出身であり、当社と同社との間には取引関係がありますが、その取引金額は平成26年度において当社売上原価の0.33%であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく同氏は独立性を有すると考えております。なお、同氏は現在、相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。	中村節男氏は、社外監査役として、こうした一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための機能と役割を担える方であり、且つ、小野田セメント株式会社(現太平洋セメント株式会社)等において長年にわたる業務・経営に携わってこられた経験・識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又は主要株主の業務執行者、当社又はその子会社の業務執行者、当社又はその子会社の非業務執行取締役である方はございません。
岡田 照美	○	岡田照美氏は過去に協和発酵バイオ株式会社の取締役役に就任されたことがあり、当社と同社との間には取引関係がありますが、その取引金額は平成26年度において当社売上原価の0.00%であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏は独立性を有すると考えております。なお、同氏は相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。	岡田照美氏は、社外監査役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための機能と役割を担える方であり、且つ、協和発酵工業株式会社(現協和発酵キリン株式会社)等において長年にわたる業務・経営に携わってこられた経験・識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又は主要株主の業務執行者、当社又はその子会社の業務執行者、当社又はその子会社の非業務執行取締役である方はございません。

【独立役員関係】



独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成18年6月の定時株主総会終結の時をもって、現行の取締役に対する退職慰労金制度を廃止するとともに、利益処分による賞与支給を取りやめ、取締役の報酬制度の全面的な見直しを行い、成果を反映させた報酬体系に一本化しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期の有価証券報告書及び事業報告において開示しております。

取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額 253百万円(対象となる役員の員数 10人)  
監査役(社外監査役を除く)の報酬等の総額 34百万円(対象となる役員の員数 2人)  
社外取締役及び社外監査役の報酬等の総額 43百万円(対象となる役員の員数 5人)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、固定報酬と連結業績や配当を反映した変動報酬によって構成、決定しており、業績や配当を意識した経営を動機づける設計としております。

また、業務執行から独立した立場である、社外取締役及び社外監査役には、業績などを反映した変動報酬は相応しくないため、固定報酬としております。

なお、取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、月額36百万円以内(ただし、使用人給与分は含まない)と決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、月額10百万円以内と決議いただいております。

役員退職慰労金制度につきましては、平成18年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会に事務局を置き、監査役を補助すべき使用人として、監査役スタッフがこれにあたり、必要な人員を配置しております。また、内部監査、経理、総務、法務部門も監査役を補助しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 1. 取締役会、取締役、経営会議、執行役員

当社の取締役は12名以下と定款に定めており、平成27年6月26日現在、取締役会は10名(うち社外取締役2名)で構成しております。取締役会は、原則として月1回、また必要に応じて適宜開催し、取締役会規則に則り法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び社長をはじめとする執行役員の業務執行を監督しております。経営会議は、平成27年6月26日現在、9名の執行役員で構成し、経営会議規則に則り、原則週1回開催し、業務執行上重要な事項を審議・決議し、取締役会への上程議案を審議しております。

取締役の選任については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任し、累積投票によらない旨を定款で定めております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するために、取締役の任期を定款で1年以内としております。

### 2. 監査役会、監査役

当社の監査役会は、平成27年6月26日現在、監査役5名(うち社外監査役3名)で構成しております。監査役会は、原則として月1回、また必要に応じて適宜開催され、監査に関する重要な事項について協議・決議しております。監査状況については、相互に意見を交換し、効率的、効果的

な監査体制を構築しております。また、代表取締役と監査役との相互理解を深め、定期的に会合を開き、経営上及び監査上の重要な課題等について意見交換を行っております。

監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役及び執行役員の職務執行状況を監査するとともに、監査の充実を図るため、各事業場及び子会社等の業務遂行状況に関する監査を行っております。

### 3. 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

当社の社外取締役及び社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための機能と役割を担う役員であります。

社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準は、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又は主要株主の業務執行者、当社又はその子会社の業務執行者（社外監査役の場合は当社又はその子会社の非業務執行取締役を含む。）でない方といたしております。

相澤益男氏は、社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であり、且つ、長年にわたる研究者、大学教授、学長及び科学技術分野における公的機関の有識者としての経験、識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしました。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又は主要株主の業務執行者、当社又はその子会社の業務執行者である方はいません。又、同氏は科学技術振興機構の顧問に就任されており、同機構は当社との間に取引関係がありますが、その取引金額は平成26年度において当社売上原価の0.00%であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏は独立性を有すると考えております。なお、同氏は相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。

坂本吉弘氏は、社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であり、且つ、長年にわたる行政官及び経営者の経験・識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしました。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又は主要株主の業務執行者、当社又はその子会社の業務執行者である方はいません。又、同氏は一般財団法人安全保障貿易情報センターの理事長に就任されており、当社と同法人との間には取引関係がありますが、その取引金額は平成26年度において当社売上原価の0.00%であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏は独立性を有すると考えております。なお、同氏は相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。

井出義男氏は、社外監査役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であり、且つ、日清紡績株式会社（現日清紡ホールディングス株式会社）において長年にわたる業務・経営等に携わってこられた経験・識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしました。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又は主要株主の業務執行者、当社またはその子会社の業務執行者、当社またはその子会社の非業務執行取締役である方はいません。また、同氏は日清紡績株式会社（現日清紡ホールディングス株式会社）の出身であり、同社は当社株式を0.99%保有しており、当社は同社の株式を0.96%保有しておりますが、株式の割合を鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏は独立性を有すると考えております。又、同氏は当社の取引先又はその出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。尚、同社社外監査役に当社出身者である川上洋氏が就任しております。

中村節男氏は、社外監査役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であり、且つ、小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）等において長年にわたる業務・経営等に携わってこられた経験・識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしました。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又は主要株主の業務執行者、当社又はその子会社の業務執行者、当社又はその子会社の非業務執行取締役である方はいません。又、同氏は小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）の出身であり、当社と同社との間には取引関係がありますが、その取引金額は平成26年度において当社売上原価の0.33%であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏は独立性を有すると考えております。なお、同氏は現在、相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。

岡田照美氏は、社外監査役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であり、且つ、協和発酵工業株式会社（現協和発酵キリン株式会社）等において長年にわたる業務・経営等に携わってこられた経験・識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしました。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又は主要株主の業務執行者、当社又はその子会社の業務執行者、当社又はその子会社の非業務執行取締役である方はいません。又、同氏は過去に協和発酵バイオ株式会社の取締役に就任されたことがあり、当社と同社との間には取引関係がありますが、その取引金額は平成26年度において当社売上原価の0.00%であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏は独立性を有すると考えております。なお、同氏は相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。

### 4. 会計監査人

会計監査人は、八重洲監査法人に委嘱しております。会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は、原田 一雄、齋藤 勉、辻田 武司であります。会計監査業務に係る補助者の構成としては公認会計士6名、その他2名であります。

### 5. 内部監査部門

内部監査部門である監査部は、平成27年6月26日現在、5名で構成しております。監査部では、内部統制について、その目的をより効果的に達成するため、モニタリング機能を担っており、当社グループの内部統制の整備及び運用状況を検討、評価し、必要に応じて、その改善を促し、代表取締役に、当社及び子会社等の業務監査全般も含め、監査状況等の報告を行っております。また、財務報告リスク評価委員会も含め、代表取締役及び監査役にも、適宜報告し、内部監査の実効性をより高めております。

### 6. 各種委員会

特に重要と認められるコンプライアンスやリスクに関して、これに対応する各種委員会（環境安全推進委員会、独占禁止法遵守推進委員

会、製品安全対策委員会、安全保障貿易管理委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会等)を組織横断的に設置し、各専門テーマに関する審議・調査・指導・啓蒙活動を行っております。

7. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係  
社外取締役及び社外監査役の取締役会出席並びに社外監査役の監査役会出席により、会社の監督及び監査機能が図られております。特に社外取締役及び社外監査役におかれては、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であるため、取締役会及び監査役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会及び監査役会の恣意的な判断を排除するための役割を担っております。

社外取締役については、取締役会に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、取締役、執行役員、内部監査部門、内部統制部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り会計監査を含めた情報の収集に努めるとともに、社外監査役を含む監査役会と適宜会合を持つ等して会社の監査及び監督機能の充実を図っております。

社外監査役については、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門、内部統制部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、会計監査を含めた情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から会計監査を含めた監査の実施状況及び結果について報告を受けております。

#### 8. 監査機関の連係の状況

監査部・監査役は、会計監査人から、監査計画・重点監査項目、監査結果の概要及び内部統制に関するリスクについて、説明を受け、意見交換を行うとともに、相互に問題の共有化を図り、監査の実効性・効率性を高めております。また、監査役は、適宜、会計監査の往査とそとの際の監査講評に立ち会うほか、会計監査人から監査の実施経過について適宜報告を受けております。監査役と監査部との連係については、監査役は、内部監査の整備、運用状況を確認するために、定期的に監査部の監査計画や監査結果をヒアリングし、監査状況について相互に情報を交換し、協力体制を構築し、連係強化を図っております。また必要に応じて監査部に対して調査を求めるとともに、監査の充実と効率化を図っております。

内部統制部門との関係については、財務報告リスク評価委員会規程に基づいて設置した財務報告リスク評価委員会において、経営の意思決定及び会計事実が財務報告に与える影響の評価及び分析を行い、財務報告の信頼性を確保するための活動を行っており、当該委員会には監査部及び常勤監査役が出席しております。その他内部統制を担う環境安全推進委員会、独占禁止法遵守推進委員会、安全衛生委員会、製品安全対策委員会、安全保障貿易管理委員会、コンプライアンス推進委員会等の各種委員会においても適宜出席し実効的な監査が行われるよう体制を整えております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、一層の企業価値向上と収益の拡大を図るため、絶えず経営全体の透明性及び公正性を高めてゆくとともに経営環境の変化に迅速に対応できる効率的且つ合理的な組織体制の確立に努めていくことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

この考え方に基づき、当社は、取締役会と監査役会をコーポレート・ガバナンスの基本的体制とした上で、平成16年6月29日開催の当社第90回定時株主総会終結後に執行役員制度を導入し、重要な経営事項の意思決定及び業務執行の監督機能並びに業務執行機能を分離することにより取締役会をスリム化し、経営の効率化と迅速化を図っております。

また、監査・監督機能を高めるため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた社外取締役及び社外監査役が、取締役会の判断の公正を担保し、且つ取締役会の恣意的な判断を排除するための機能と役割を担っております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	会社法では株主総会日の2週間前までに招集通知を発送することと定められておりますが、当社は定時株主総会日の3週間前に招集通知を発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英語版招集通知(全文)を当社ホームページ、東京証券取引所ホームページ及び株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
その他	当社ホームページにおいて招集通知発送日に招集通知及び事業報告等の添付書類並びに株主総会終了後には決議通知及び臨時報告書を掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会及び第2四半期説明会を開催し、代表取締役が説明いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、アニュアルレポート、適時開示情報、業績推移・財務データ等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理室で対応しております。	
その他	株主様宛中間事業報告書及びアニュアルレポートを発行しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、地域社会、株主、投資家、顧客、取引先、従業員といったステークホルダーの立場を尊重し、法令遵守はもとより、社会の一員として良識に基づき行動するものとして以下に挙げる規程、規則類を定めております。</p> <p>環境安全推進委員会規程、独占禁止法遵守推進規程、製品安全対策委員会規程、安全保障貿易管理委員会規程、財務報告リスク評価委員会規程、コンプライアンス推進委員会規程、安全衛生管理規程、私的独占禁止法遵守プログラム、下請取引に関するマニュアル、安全保障貿易管理プログラム、内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則、個人情報保護方針、外部個人情報管理規程、個人情報管理規程、営業秘密管理規程、セクシャル・ハラスメント防止規程、ソーシャルメディア利用管理規程、内部通報規程など。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	「社会・環境報告書」の定期刊行をしております。
その他	セントラル硝子国際建築設計競技(建築設計アイデアコンペ)を開催しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法に定める内部統制体制の構築に関する基本方針を平成18年5月15日開催の取締役会において決議し、全社的な内部統制体制の整備に努めております。かかる基本方針については、平成20年4月21日開催の取締役会において、反社会的勢力排除を内容とする一部改正、平成21年4月23日開催の取締役会において、内部情報管理及び内部者取引規則並びに財務報告に係る内部統制体制及び財務報告リスク評価委員会に係わる一部改正、平成22年4月26日開催の取締役会において、社外取締役の選任、内部通報制度の拡充、コンプライアンス推進委員会に関する一部改正、平成24年4月23日開催の取締役会において、秘密情報の適正な管理体制及び契約時の暴力団関係者に対する措置に関する一部改正、平成25年5月20日開催の当社取締役会において所要の変更を行い、平成26年4月21日開催の当社取締役会において金融商品取引法改正に伴う未公表の内部情報の伝達及び取引推奨行為の規制及びソーシャルメディアの普及・利用による会社への不測の損害や予想外のトラブルに巻き込まれないよう未然防止を図る旨の一部改正、平成27年4月23日開催の当社取締役会において、会社法及び会社法施行規則の改正に伴う企業集団における業務の適正を確保するための体制整備及び監査役の監査を支える体制等の整備、個人情報保護の遵守、セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に関する一部改正を行い、これに基づき実施しております。

当社の内部統制体制は、以下のとおりであります。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

執行役員制度を導入することで、取締役の監督機能と執行役員の業務執行機能を明確化すると同時に、定期的に開催する取締役会で、執行役員等から業務執行に関する報告を受けることとし、業務執行の監督体制を整備、充実する。

取締役会の意思決定の適法性、効率性、妥当性を高めるため、独立性のある社外取締役を選任する。

重要な業務執行については、意思決定を適切に行うべく、取締役会決議で決定することとし、予め、取締役会付議基準を定めておく。また、経営会議を設置して業務執行に係る事項を審議するほか、一定の事項については、経営会議で審議した後、取締役会において審議するものとする。また、各監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務遂行を監査するとともに、適宜各事業場の業務遂行状況も監査する。さらに、社外監査役が半数以上を占める監査役会では、組織的な監査を実現し、適切な監査意見の形成を図り、監査の実効性を高める。

取締役、執行役員、監査役等に対し、コンプライアンス推進委員会等を通じコンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

内部情報管理及び内部者取引規制について、業務に関して知り得た内部情報の管理、伝達及び公表、並びに、当社又は他の上場会社の株式等の売買及び取引推奨行為について遵守すべき基本的事項を定め、内部者取引の未然防止を図る。

財務報告に係る内部統制体制に関しては、会計処理において関係法令及び会計基準等を遵守し財務報告の適正性を確保するとともに、経営の意思決定及び会計事実が財務報告に与える影響の評価及び分析を行い、財務報告の信頼性を確保する。

内部通報窓口について、社内窓口のほか、社外(弁護士事務所)へも窓口を設置し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化に資する。

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携、協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。契約においては相手方が暴力団関係者でないか確認し、契約を書面により締結する場合は、当該契約の相手方が暴力団関係者であると判明した場合には当該契約を解除することができるとする特約を契約書等の書面に定めることとする。

個人情報保護について、個人情報管理の重要性と責任を自覚し、個人情報の保護に関する法律、関係法令及び社内規程を誠実に遵守し、個人情報を適切に取り扱う。

セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に努め快適な職場環境を実現する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、委員会等の各種会議体の議事録作成は、各会議体の規程で定めるとともに、その他重要な意思決定に関する文書の作成は、稟議規程で定めることとし、文書の整理、保存及び廃棄については、情報の適切な管理を行うため、文書保存管理規程を策定する。

監査役は、所定の文書、規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、且つ、保存及び管理されているかを調査し、必要であると認めるときは、取締役若しくは執行役員又は使用人に対し説明を求め、又は意見を述べなければならないこととする。

内部情報管理及び内部者取引規制について、業務に関して知り得た内部情報の管理、伝達及び公表、並びに、当社又は他の上場会社の株式等の売買及び取引推奨行為について遵守すべき基本的事項を定め、内部者取引の未然防止を図る。

当社及び当社グループを構成する関係会社の秘密情報について、適正な管理体制を定め、守秘義務の徹底を図る。

個人情報保護について、個人情報管理の重要性と責任を自覚し、個人情報の保護に関する法律、関係法令及び社内規程を誠実に遵守し、個人情報を適切に取り扱う。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

特に重要と認められるリスクに関しては、これに対応した各種委員会を設置し規程を制定するとともに、各事業部門は、それぞれの部門に応じたリスクの管理を行う。新たなリスクが生じ若しくは生じ得る場合は、速やかに対応責任者となる執行役員を定める。また、取締役会は、随時、委員会、担当執行役員から報告を受け、若しくはこれらに対し報告を求め、社会的責任を含めたリスクの把握に努め、必要な対応策を講じる。

ソーシャルメディアの普及・利用による会社への不測の損害や想定外のトラブルに巻き込まれないよう未然防止を図る。

(注) 現在、独占禁止法遵守推進委員会、安全保障貿易管理委員会、製品安全対策委員会、環境安全推進委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会等を設置し、これに対応した規程を制定している。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入し、重要な経営事項の意思決定及び監督機能並びに業務執行機能を分離して取締役会をスリム化するとともに、職務権限を分担し、業務機構、業務分掌及び職制を定めて、指揮命令系統を明確化し、意思決定が迅速且つ適切に実行される体制を整備する。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

組織規程、就業規則等社則規程とともに、内部監査体制を整備して、適正に自己の職務を精励させ、明確にされた指揮命令系統に従って、適切に業務を遂行させる。特に重要と認められる事項に関しては、各種委員会を設置して、調査、審議、指導、啓蒙活動を行い、違法行為の未然防止を図る。

使用人に対し、コンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

内部情報管理及び内部者取引規制について、業務に関して知り得た内部情報の管理、伝達及び公表、並びに、当社又は他の上場会社の株式等の売買及び取引推奨行為について遵守すべき基本的事項を定め、内部者取引の未然防止を図る。

財務報告に係る内部統制体制に関しては、会計処理において関係法令及び会計基準等を遵守し財務報告の適正性を確保するとともに、経営の意思決定及び会計事実が財務報告に与える影響の評価及び分析を行い、財務報告の信頼性を確保する。

内部通報窓口について、社内窓口のほか、社外(弁護士事務所)へも窓口を設置し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化に資する。

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携、協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。契約においては相手方が暴力団関係者でないか確認し、契約を書面により締結する場合は、当該契約の相手方が暴力団関係者であると判明した場合には当該契約を解除することができるとする特

約を契約書等の書面に定めることとする。

個人情報保護について、個人情報管理の重要性と責任を自覚し、個人情報の保護に関する法律、関係法令及び社内規程を誠実に遵守し、個人情報を適切に取り扱う。

(注)現在、独占禁止法遵守推進委員会、安全保障貿易管理委員会、製品安全対策委員会、環境安全推進委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会等を設置し、これに対応した規程を制定している。

## 6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

各子会社に対する総括責任者として当社担当役員をそれぞれ定めるとともに、各子会社の業務について指導、監督する当社管理部署をそれぞれ定めて、各管理部署は子会社の業務状況について適宜総括責任者に報告、協議するものとする。子会社は必要に応じて、決算、業務内容を当社重要会議に報告するものとする。また、子会社代表取締役の決定事項のうち報告を要する項目については、その内容を当社管理部署に文書にて報告するものとする。

特に重要と認められるリスクに関しては、これに対応した各種委員会を設置し規程を制定するとともに、子会社を管理する各管理部署は、それぞれの管理部署に応じたリスクの管理を行う。新たなリスクが生じ若しくは生じ得る場合は、速やかに対応責任者となる執行役員を定める。また、取締役会は、随時、委員会、担当執行役員から報告を受け、若しくはこれらに対し報告を求め、社会的責任を含めたリスクの把握に努め、必要な対応策を講じる。

子会社は、自主独立の精神をもって事業の発展を図り、併せて当社の総合的経営方針及び連結経営体制に則り、セントラル硝子グループ全体の発展を図るものとする。

子会社等の管理の担当部署を置き、子会社管理に関わる規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

子会社と当社が常に緊密な連携のもとに相互に関連する業務を円滑・効率的に遂行するため、当社社長、当社担当役員、当社管理部署事業場長及び子会社代表者の決裁基準を定める。

当社グループのコンプライアンスを徹底するため、特に重要と認められる事項に関しては、各種委員会を設置して、調査、審議、指導、啓蒙活動を行い、違法行為の未然防止を図る。

コンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

内部情報管理及び内部者取引規制について、業務に関して知り得た内部情報の管理、伝達及び公表、並びに、当社又は他の上場会社の株式等の売買及び取引推奨行為について遵守すべき基本的事項を定め、内部者取引の未然防止を図る。

財務報告に係る内部統制体制に関しては、会計処理において関係法令及び会計基準等を遵守し財務報告の適正性を確保するとともに、経営の意思決定及び会計事実が財務報告に与える影響の評価及び分析を行い、財務報告の信頼性を確保する。

内部通報窓口について、社内窓口のほか、社外(弁護士事務所)へも窓口を設置し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化に資する。

当社及び当社グループを構成する関係会社の秘密情報について、適正な管理体制を定め、守秘義務の徹底を図る。

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。契約においては相手方が暴力団関係者でないか確認し、契約を書面により締結する場合は、当該契約の相手方が暴力団関係者であると判明した場合には当該契約を解除することができる特約を契約書等の書面に定めることとする。

ソーシャルメディアの普及・利用による会社への不測の損害や想定外のトラブルに巻き込まれないよう未然防止を図る。

個人情報保護について、個人情報管理の重要性と責任を自覚し、個人情報の保護に関する法律、関係法令及び社内規程を誠実に遵守し、個人情報を適切に取り扱う。

セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に努め快適な職場環境を実現する。

(注)現在、独占禁止法遵守推進委員会、環境安全推進委員会、安全衛生委員会、製品安全対策委員会、安全保障貿易管理委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会等を設置し、これに対応した規程を制定している。

## 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会に事務局を置き、監査役を補助すべき使用人として、監査役スタッフがこれにあたり、必要な人員を配置する。また、内部監査、経理、総務、法務部門も監査役を補助する。

## 8. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査役スタッフの取締役及び執行役員からの独立性の確保に留意し、必要あると認めるときは、取締役及び執行役員との間で協議の機会を持たなければならないこととする。

監査役を補助すべき使用人の人事異動、懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

## 9. 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、監査役職務を補助すべき使用人の体制の強化に努めるものとする。

補助使用人に関して、イ. 監査役職務の執行体制に照らし、その職務を執行するために必要と認められる補助使用人の員数又は専門性が欠けると認められる場合、ロ. 監査役職務の指示により補助使用人が行う会議等への出席、情報収集その他必要な行為が、不当に制限されていると認められる場合、ハ. 補助使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合、ニ. 補助使用人に関する人事異動(異動先を含む)・人事評価・懲戒処分等に対して監査役に同意権が付与されていない場合、ホ. その他、監査役職務の実効性を妨げる特段の事情のいずれかが認められる場合には、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行うこととする。この監査役の要請は、必要に応じ監査役会における審議を経て行う。この要請に対して、代表取締役等又は取締役会が正当な理由なく適切な措置を講じない場合には、監査役は、監査役会における審議を経て、監査報告等においてその旨を指摘する。

## 10. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制・子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役及び執行役員等が業務の執行状況を報告する取締役会に出席しその報告を聞くほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議又は委員会に出席するとともに、出席しない場合には、付議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧する。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに報告しなければならない。

取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等は、監査役から調査、報告若しくは説明を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

監査役は、取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制の強化に努めるものとする。

監査役への報告体制について、イ. 取締役会以外で監査役が出席する必要のある重要な会議等について、監査役の出席機会を確保する措置が講じられていない場合、ロ. 監査役が出席しない会議等について、その付議資料、議事録等の資料が監査役の求めに応じて適時に閲覧できる措置が講じられていない場合、ハ. 業務執行の意思決定に関する稟議資料その他重要な書類が、監査役の求めに応じて適時に閲覧できる措置が講じられていない場合、ニ. 代表取締役等、内部監査部門又は内部統制部門が監査役に対して定期的に報告すべき事項が報告されていない場合、ホ. 上記ニ. の報告事項以外で、代表取締役等、内部監査部門又は内部統制部門が監査役に対して適時に報告すべき事項が報告されていない場合、ヘ. 会社に置かれている内部通報システムについて、監査役に当該システムから提供されるべき情報が適時に報告されていない場

合のいずれかが認められる場合には、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。この監査役の要請は、必要に応じ監査役会における審議を経て行い、代表取締役等又は取締役会が正当な理由なく適切な措置を講じない場合には、監査役は、監査役会における審議を経て、監査報告等においてその旨を指摘する。

11. 監査役に報告した取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告した取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けてはならない。但し、報告者は虚偽の報告及び不正の目的の報告を行ってはならない。

12. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について会社に請求することができる。尚、監査費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意しなければならない。

13. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもつなど、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役職務の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深める。また、監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門等と密接な関係を保ち、効率的な監査を実施し、必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求めることができることとする。

監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもつなど緊密な関係を保つほか、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うとともに、監査役は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求める。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況

当社取締役会において、内部統制体制、すなわち、「取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」において、「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない」ことを決議しております。また「セントラル硝子グループ行動規範」においても同様の規定を置いて周知を図っております。

契約においては、新規及び更新する契約書に契約当事者が暴力団員等に該当しないこと及び暴力団員等と関係を有しないことを現在及び将来に亘って確約するとともに、該当することが判明したときは何らの催告をせず、契約を解除することができる旨の条項を原則設けることしております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

## 該当項目に関する補足説明

<当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)について>

当社は、平成22年5月14日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」(以下、「旧対応方針」といいます。)(の導入を決定の上、同日付でプレスリリースを公表し、その後、同年6月29日開催の当社第96回定時株主総会において、旧対応方針の導入に関する議案につき、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決して頂きました。その後、引き続き、当社は、金融商品取引法及び関連政省令の施行・改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益(以下、単に「株主共同の利益」といいます。))をより一層確保し、向上させるための取組みとして、旧対応方針の内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、平成25年5月9日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。))並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(同規則第118条第3号ロ(2)に定義されるものをいいます。))の一つとして、同年6月27日開催の当社第99回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。))の最終時に有効期間が満了する旧対応方針に替えて、下記のとおり、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下、「本対応方針」といいます。))を導入することに関して決議を行い、併せて本対応方針の導入に関する議案を本定時株主総会に提出することを決定し、同議案は本定時株主総会において出席株主の皆様のご賛同の過半数の承認を得て可決されました。

本対応方針の導入は、当社取締役1名を含む当社取締役全員の賛成により決定されたものであり、また、かかる当社取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

本対応方針は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られたことにより効力を生じております。

なお、会社法、金融商品取引法その他の法律並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等(以下、総称して「法令等」といいます。))に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。以下同じとします。))があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

また、本対応方針の内容につき、旧対応方針からの主な変更点は以下のとおりです。

- ・大規模買付者から追加の情報を提供して頂くための期間(追加情報提供期間)を限定することといたしました(下記3.(2)(c)参照)。
- ・当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(取締役会評価期間)の延長回数が一度に限定される旨を明記いたしました。(下記3.(2)(d)参照)
- ・旧対応方針においては、当社の社外取締役1名及び社外監査役3名が特別委員会の委員に選任されておりましたが、本対応方針においては、旧対応方針の特別委員会の委員であった社外取締役1名及び社外監査役1名を改めて特別委員会の委員に選任し、さらに、本定時株主総会において新たに選任された社外取締役1名及び社外監査役2名についても、新たに特別委員会の委員として選任いたしました(下記3.(2)(e)参照)。

記

## 1.基本方針について

## (1)基本方針の内容の概要

当社は、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えております。従って、当社の支配権の移転を伴うような当社株式の買付けの提案に応じるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様のご自由な意思に基づいて行われるものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為(下記3.(2)(a)に定義されます。以下同じとします。))の中には、<1>買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、<2>株主の皆様が株式の売却を事実上強要するもの、<3>当社取締役会が、大規模買付者(下記3.(1)に定義されます。以下同じとします。))が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等(以下、「代替案」といいます。))を提示するために合理的に必要となる期間を与えないもの、<4>株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要となる情報や時間を十分に提供することなく行われるもの、<5>買付けの条件等(対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性等)が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当なものも想定されます。当社といたしましては、株主共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う大規模買付者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様へ還元していくことで株主共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じて当社株主となられた方々にお支え頂くことを原則としつつも、大規模買付行為により、このような株主共同の利益が毀損される場合には、かかる大規模買付行為を行う大規模買付者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

## (2)基本方針策定の背景

当社の事業は、建築用ガラス、自動車産業向け加工ガラス等の製造・販売等を行うガラス事業、及び、化学品、肥料、ガラス繊維、ファインケミカル製品の製造・販売等を行う化成品事業から構成されており、当社の経営には、昭和11年の会社設立以来蓄積された専門知識・経験・ノウハウ、従業員、工場・生産設備が所在する地域社会、及び、国内外の顧客・取引先等との間に築かれた長期的取引関係への理解が不可欠であります。また、当社は、ファインケミカル製品を中心とした成長分野である高機能・高付加価値製品分野への経営資源の重点的な投入により、中長期的な視点から企業価値を増大させるべく努めることとしており、このような当社の事業特性に対する理解なくしては当社の企業価値を向上していくことは困難であり、また、株主共同の利益の維持・向上のためには、濫用的な買収等を未然に防ぎ、中長期的な観点からの安定的な経営を行うことが必須であると考えています。当社といたしましては、生産販売体制の強化と原価低減の推進等の経営全般にわたる効率化を進め、基幹事業における構造改革を推進するとともに、研究開発及び技術開発を強化し、成長分野への経営資源の重点的な投入を行い、当社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成、グループ企業力の強化に取り組んでおります。

しかしながら、昨今、新しい法制度の整備や資本市場の情勢、経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の取引関係や経営資源、適切な企業集団の形成等に基づく当社の持続的な企業価値の維持及び向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となってまいりました。

当社といたしましては、このような動きに鑑み、大規模買付者が現われる事態を常に想定しておく必要があるものと考えます。なお、当社といたしましては、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。

以上の事情を背景として、当社は上記(1)のとおり基本方針を策定いたしました。

## 2.基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資して頂くため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記(1)の中

期経営計画等による企業価値向上への取組み、及び、下記(2)のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映していくことにより、上記のような株主共同の利益を毀損する大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記1.の基本方針の実現に資するものであると考えております。

#### (1)中期経営計画等による企業価値向上への取組み

##### (a)当社グループの経営の基本方針

当社及び当社の関係会社(以下、総称して「当社グループ」といいます。)は、「ものづくりで築くよりよい未来」「セントラル硝子グループは、ものづくりを通じて、真に豊かな社会の実現に貢献します。」を基本理念とし、その実現に向けて進むべき方向性を具体的に定めた基本方針と合わせて、企業理念として掲げております。

当社グループが創業当時から企業活動の中心に据えております「ものづくり」は、誠実を基本姿勢とした、研究開発、製造、販売等の企業活動全般を意味しており、今後の更なる飛躍に向けても、すべての基礎になるものと考えております。

各事業活動においては、ガラス、化成品事業をコアビジネスとして、その事業基盤の強化をはかるとともに、当社が保有する独創的な技術を通じて、高機能、高付加価値製品分野の拡充を図ります。また、環境対応・省エネルギー化の推進や、グローバルな事業展開による収益力の向上に注力し、安定した財務体質のもと、企業価値を増大させることを常に目指し続けてまいります。

これらの方針のもと、経営全般にわたり効率化を高め企業体質の変革をはかるとともに研究開発力の強化と成長分野への経営資源の重点的な投入を行い、グループ企業力の強化に努めてまいります。また、レスポンス・ケアの方針に基づき、製品の開発から廃棄に至る全ライフサイクルにおける「環境・安全・健康」を確保することにより、社会的責任を果たしてまいります。

##### (b)中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、平成26年度を初年度とする中期経営計画を策定しており、その基本方針及び基本戦略は以下の通りです。

###### 基本方針

事業基盤の強化と独創的な技術を通じて新たな成長へ

###### 基本戦略

- イ. 「環境・エネルギー、ライフサイエンス、快適な生活」をキーワードとした成長事業への積極的な投資による収益拡大
- ロ. ソーダ灰関連事業、国内ガラス事業など、既存ベース事業の構造改革の推進
- ハ. 積極的な海外展開とグループ経営の基盤強化
- ニ. 10年先をも睨んだ研究開発体制の強化

#### (2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等

##### (a)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、一層の企業価値の向上と収益の拡大を図るため、絶えず経営全体の透明性及び公正性を高めてゆくとともに、経営環境の変化に迅速に対応することができる効率的且つ合理的な組織体制の確立に努めてまいります。

##### (b)会社の機関及び内部統制体制の整備の状況等

当社は、取締役会と監査役会をコーポレート・ガバナンスの基礎とした上で、平成16年6月29日開催の当社第90回定時株主総会最終後に執行役員制度を導入し、重要な経営事項に関する意思決定及び業務執行の監督機能並びに業務執行機能を分離することにより取締役会をスリム化し、経営の効率化と迅速化を図っております。

また、監査・監督機能を高めるため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた社外取締役及び社外監査役が、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための機能と役割を担っております。

内部統制システムの整備については、会社法に定める内部統制体制の構築に関する基本方針を平成18年5月15日開催の取締役会において決議し、全社的な内部統制体制の整備に努めております。かかる基本方針については、平成20年4月21日開催の取締役会において、反社会的勢力の排除を内容とする一部改正、平成21年4月23日開催の取締役会において、内部情報管理及び内部者取引規則並びに財務報告に係る内部統制体制及び財務報告リスク評価委員会の設置に関する一部改正、平成22年4月26日開催の取締役会において、社外取締役の選任、内部通報制度の拡充、コンプライアンス推進委員会の設置に関する一部改正、平成24年4月23日開催の取締役会において、秘密情報の適正な管理体制及び契約時の暴力団関係者に対する措置に関する一部改正、平成25年5月20日開催の当社取締役会において所要の変更を行い、平成26年4月21日開催の取締役会において、金融商品取引法改正に伴う未公表の内部情報の伝達及び取引推奨行為の規制並びにソーシャルメディアの普及・利用による会社への不測の損害や想定外のトラブルに巻き込まれないよう未然防止を図る旨の一部改正、平成27年4月23日開催の当社取締役会において、会社法及び会社法施行規則の改正に伴う企業集団における業務の適正を確保するための体制整備及び監査役の監査を支える体制等の整備、個人情報保護の遵守、セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に関する一部改正を行い、これに基づき実施しております。

なお、特に重要と認められるコンプライアンスやリスクに関しては、これらに対応する環境安全推進委員会、独占禁止法遵守推進委員会、製品安全対策委員会、安全保障貿易管理委員会、財務報告リスク評価委員会、コンプライアンス推進委員会等を組織横断的に設置し、各専門テーマに関する審議・調査・指導・啓蒙活動を行うとともに、各事業部門がそれぞれの部門に応じたリスク管理を行っております。

また、新たなリスクが生じた場合、又は生じる可能性がある場合には、速やかに対応責任者となる執行役員を定めることとしております。取締役会は、随時、担当執行役員及び各委員会から報告を受け又は報告を求めることにより、リスクの把握に努め、必要な対策を講ずることとしております。そして、ステークホルダーに対して、適時・適切な情報開示を行っております。

金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、平成18年度より、当社グループを対象として整備を進め、平成20年4月から運用を開始するとともに、当社の監査部が、監査法人及び監査役と必要に応じて協議の上、評価を実施しております。また、平成21年2月に財務報告リスク評価委員会規程を制定した上で、財務報告リスク評価委員会を設置し、同委員会は、経営の意思決定及び会計事実が財務報告に与える影響の評価及び分析を行い、財務報告の信頼性を確保するための活動を行っております。

また、当社は、基本理念と基本方針で構成する「企業理念」を掲げており、この「企業理念」の下、当社の利害関係者に対して誠実な企業活動を行うための行動規範として「セントラル硝子グループ行動規範」を制定し、当社の関係会社を含めて全社的に規範の実践を推進しております。

具体的な整備状況としては、平成21年11月にコンプライアンス推進委員会を設置し、取締役、執行役員、監査役、使用人及び当社企業集団に対し、コンプライアンスに関する研修等を行うことにより、その理解と周知徹底を図っております。また、内部通報制度を拡充し、従来からの社内窓口のほか、社外(弁護士事務所)へも通報窓口を設置する等、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化に努めております。

平成23年10月には、営業秘密管理規程及び営業秘密管理基準の制定、文書保存管理規程の改正、入社時及び役員就任時等の差入契約書の改定等により、秘密情報保管管理の周知徹底を図っております。

平成24年2月には、新規及び更新する契約書において、契約当事者が暴力団員等に該当しないこと及び暴力団員等と関係を有しないことを現在及び将来にわたって確約するとともに、かかる確約に違反していることが判明したときは何らの催告をせずに契約を解除することができる旨の条項を、原則設けることといたしました。

平成25年12月には、未公表の内部情報に基づく取引推奨行為の禁止を内容とする内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則の一部改正、内部情報の管理及び株式等の売買について社内手続を含めた注意喚起、東京証券取引所売買審査部から講師を迎えてのインサイダー取引セミナー等を行っております。

平成26年4月には、ソーシャルメディア利用規程の制定及びこれに関する当社企業集団への整備も実施しております。また、同年10月にパワー・ハラスメント防止規程を制定し、同年8月には弁護士による説明会を開催しております。更に、同年12月には、社内へ個人情報保護の遵守を改めて要請するとともに、当社企業集団へは社則としての個人情報保護規程の制定の整備を図っております。

3.本対応方針の内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)について

(1)本対応方針導入の目的について

当社は、上記1.のとおり、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者(以下、「大規模買付者」といいます。))に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えておりますが、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かや、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的なご判断は、基本的には、個々の株主の皆様ご意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株主の皆様にご適切なご判断を行って頂くためには、その前提として、上記1.(2)のような当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえて頂いた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をして頂くことが必要であると考えております。そして、大規模買付者による当社株式の取得が当社の企業価値やその価値を生み出している源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様が適切に判断されるためには、当社固有の事業特性及び当社グループの歴史を十分に理解している当社取締役会から提供される情報、並びに、当該大規模買付者による当社株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会から提示される代替案を踏まえて頂くことが必要であると考えております。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討して頂くための十分な期間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記1.の基本方針を踏まえ、大規模買付者に対して、事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が特別委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者(具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者及びその共同保有者・特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同又は協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下、総称して「例外事由該当者」といいます。))によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本対応方針の導入が必要であるとの結論に達しました。本対応方針の導入に際しましては、株主の皆様ご意思を確認することが望ましいため、定時株主総会において、本対応方針の導入につき株主の皆様ご意思を確認させて頂き、出席株主の皆様ご議決権の過半数の承認を得て可決されました。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、平成27年9月30日現在における当社の大株主の状況は、(別紙1)のとおりです。

(2)本対応方針の内容について

本対応方針に関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは(別紙2)のとおりですが、本対応方針の具体的な内容は以下のとおりです。

(a)対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の<1>から<3>のいずれかに該当する行為(但し、当社取締役会が予め承認した行為を除きます。))若しくはその可能性のある行為(以下、総称して「大規模買付行為」といいます。))がなされ、又はなされようとする場合に、本対応方針に基づく対抗措置が発動される場合があります。

<1>当社が発行者である株券等(注1)に関する当社の特定の株主の株券等保有割合(注2)が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得(注3)

<2>当社が発行者である株券等(注4)に関する当社の特定の株主の株券等所有割合(注5)とその特別関係者(注6)の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得(注7)

<3>上記<1>又は<2>に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本<3>において同じとします。))との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者(注8)に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注9)を樹立する行為(注10)(但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。))

(注1)金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注2)金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに、(ii)当社の特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹証券会社(以下、「契約金融機関等」といいます。))は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注3)売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

(注4)金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本<2>において同じとします。

(注5)金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注6)金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注7)買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

(注8)金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。

(注9)「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引又は契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注10)本<3>所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本<3>の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(b)意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、当社代表取締役社長執行役員宛に、別途当社の定める書式により、本対応方針に定める手続(以下、「大規模買付ルール」といいます。))に従うことを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者による署名又は記名押印のなされた書面(大規模買付者が法人又は組合の場合には、当該大規模買付者の代表者による署名又は記名押印のなされた書面及び当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書)(以下、総称して「意向表明書」といいます。))をご提出頂くこととします。意向表明書のご提出に当たっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明するに足る書面(外国語の場合には、日本語訳を含みます。))を添付して頂きます。当社代表取締役社長執行役員は、かかる意向表明書及び添付書面を受領いたしましたら、直ちにこれを取締役に提出し、取締役会はこれを特別委員会委員に速やかに提出いたします。

意向表明書には、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店・事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、企図する大規模買付行為の概要等も記載して頂きます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限り。ます。

当社は、大規模買付者から意向表明書を受領した場合、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示します。

(c)大規模買付者に対する情報提供要求

上記(b)の意向表明書をご提出頂いた場合、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を提供して頂きます。まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出して頂いた日から10営業日(行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。)(初日不算入)以内に、当初提供して頂くべき情報を記載した大規模買付情報リストを上記(b)の意向表明書に記載の日本国内における連絡先に発送しますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供して頂きます。当社取締役会は、大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供して頂いた情報を受領した場合、直ちにこれを特別委員会に対して提供します。なお、大規模買付者から当初提供して頂いた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して(以下、「意見形成」といいます。)、若しくは代替案を立案して(以下、「代替案立案」といいます。))株主の皆様に対して適切に提示すること、又は、特別委員会が下記(f)アに定める勧告を行うことが困難であると当社取締役会が必要に応じて当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の専門家等(以下、「外部専門家等」といいます。))の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、大規模買付者から追加の情報を提供して頂くための合理的な期間(大規模買付情報リストを発送した日から60日以内(初日不算入)とします。以下、「追加情報提供期間」といいます。)を定め、当該追加情報提供期間及び当該追加情報提供期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示した上で、株主の皆様による適切なご判断、当社取締役会による意見形成及び代替案立案並びに特別委員会による勧告のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。但し、この場合、当社取締役会は、特別委員会の意見を最大限尊重するものとし、合理的な理由なく追加情報の提供を要求しないものとします。なお、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示して頂くよう求めることとします。

また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要且つ十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断した場合、又は追加情報提供期間が満了した場合には、当社は、速やかに、その旨を大規模買付者に通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。))するとともに、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報(大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。))を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示します。但し、当社取締役会は、かかる判断及び決定に当たって、特別委員会の意見を最大限尊重するものとします。なお、大規模買付者による大規模買付ルールに基づく情報の提供その他当社への通知及び連絡における使用言語は日本語に限りま

す。また、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとなりますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。

<1>大規模買付者及びそのグループ(主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組員、出資者(直接・間接を問いません。))その他の構成員並びに業務執行組員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。))の概要(具体的な名称、沿革、資本構成、出資割合、財務内容並びに役員の名、略歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、過去における法令違反行為の有無等を含みます。))

<2>大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的な内容並びに当該システムの実効性の有無及び状況

<3>大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、並びに、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については、弁護士による意見書を併せて提出して頂きます。))

<4>大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。))を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。))の有無並びに意思連絡が存在する場合にはその具体的な態様及び内容

<5>大規模買付行為に係る買付け等の対価の種類、金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載して頂きます。))並びに算定根拠及びその算定経緯(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、対価が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合にはその差額の内容、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。))

<6>大規模買付行為に係る買付け等の資金の調達状況及び資金調達先の概要(当該資金が預金である場合にはその種類別の残高、借入金その他の資金調達方法による場合には当該資金の提供者(実質的提供者(直接・間接を問いません。))を含みます。))の具体的な名称、調達方法、提供者との間の借入契約の内容(資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の誓約事項の有無及び内容等並びに関連する具体的な取引の内容)を含みます。))

<7>大規模買付者が所有する当社の株券等に関する賃借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下、「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的な内容

<8>大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針、組織再編計画、グループ再編計画、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策等(大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。))その他大規模買付行為完了後における当社グループの役員、従業員、取引先、顧客等その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

<9>純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性

<10>重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の内容

<11>大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容

<12>大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、及び、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性(なお、これらの事項については、弁護士による意見書を併せて提出して頂きます。))

<13>大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性

<14>反社会的勢力又はテロ関連組織との関連性の有無(直接的であるか間接的であるかを問いません。))及びこれらに対する対処方針

(d)取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じて、<1>対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には最長60日間、<2>その他の大規模買付行為の場合には最長90日間(いずれも情報提供完了通知を行った日から起算され、初日不算入とします。))を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。))として設定します。かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、大規模買付行為の評価、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定します。当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報に基づき、株主共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。かかる評価、検討及び意見形成の結果については、大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示します。また、当社取締役会が立案した代替案については、株主の皆様提示することもあります。

なお、特別委員会が取締役会評価期間内に下記(f)アに定める勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価

期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、合理的に必要なと認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間(初日不算入)延長することができるものとします(但し、延長は原則として一度に限るものとします。)。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示します。

大規模買付行為は、本対応方針に別段の定めがない限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始することができるものとします。なお、株主意識確認総会を招集する場合には、下記(f)ウをご参照下さい。

#### (e)特別委員会の設置

大規模買付者に対する追加情報の提供の要求、大規模買付情報の提供が完了したか否かの判断、取締役会評価期間の延長、対抗措置の発動、発動した対抗措置の維持、株主意識確認総会の招集及び大規模買付情報の重要な変更の有無に関する判断については、当社取締役会が最終的な判断を行います(但し、対抗措置の発動については、株主意識確認総会を招集する場合には、当該株主意識確認総会の決議に従います。)。が、これらに関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した組織として特別委員会を設置することとします。なお、特別委員会の概要は(別紙3)のとおりです。

なお、特別委員会の委員には、本定時株主総会の後に最初に開催された当社取締役会において、旧対応方針の特別委員会の委員であった社外取締役1名及び社外監査役1名に加えて、本定時株主総会において新たに選任された社外取締役1名及び社外監査役2名についても、特別委員会の委員として選任しております。また、特別委員会の委員として選任された社外取締役2名及び社外監査役3名については、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、選任された特別委員会の委員5名の氏名及び略歴は(別紙4)のとおりです。

#### (f)特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

##### ア 特別委員会の勧告

特別委員会は、取締役会評価期間内に、次の<1>から<3>に定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

##### <1>大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反(大規模買付者が、当社取締役会が定める合理的期間内に、合理的な理由なくして必要な追加情報の提供を行わない場合や大規模買付者が当社取締役会との協議・交渉に応じない場合を含みます。)し、且つ、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する(i)対抗措置の発動、又は、(ii)対抗措置の発動の是非に以下株主の皆様のご意見を確認するための株主総会(以下、「株主意識確認総会」といいます。))の招集を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、特別委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示します。

なお、特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動又は株主意識確認総会の招集を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動又は株主意識確認総会の招集の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合においても、当社は、特別委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示します。

##### <2>大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会が適切と判断する場合には、特別委員会は、当社取締役会に対して、株主意識確認総会の招集を勧告することができるものとします。

また、当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められる場合には、特別委員会は、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告することができるものとします。具体的には、大規模買付行為が以下の(ア)から(ケ)までのいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付行為は株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められる場合に該当するものであると考えます。

(ア)真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を釣り上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている若しくは行おうとしている場合(いわゆるグリーンメイラー)又は当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合

(イ)当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合

(ウ)当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合

(エ)当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせる又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合

(オ)大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件(買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みます。))が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

(カ)大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け(第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることが事実上強要するもの)等に代表される、構造上株主の皆様のご判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合

(キ)大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合

(ク)大規模買付者による支配権取得の事実それ自身が、当社の重要な取引先を喪失させる等、株主共同の利益を著しく毀損するものである場合

(ケ)大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

なお、本<2>における勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記<1>に準じるものとします。

##### <3>特別委員会によるその他の勧告等

特別委員会は、当社取締役会に対して、上記の他、必要な内容の勧告や対抗措置の発動の中止の勧告等を行うことができるものとします。なお、本<3>における勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記<1>に準じるものとします。

##### イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動若しくは不発動、又は株主意識確認総会の招集その他必要な決議を行うものとします。

##### ウ 株主意識確認総会の招集

当社取締役会は、<1>特別委員会が株主意識確認総会を招集することを勧告した場合、又は、<2>特別委員会から対抗措置の発動若しくは不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置の発動若しくは不発動の決議を行わず、株主意識確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行ってくださいとすることができるものとします。当社取締役会が株主意識確認総会の招集を決定した場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示します。

当社取締役会は、株主意識確認総会を招集する場合には、対抗措置を発動するか否かの判断について、当該株主意識確認総会の決議に従うものとします。

また、当社取締役会は、株主意識確認総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後事務手続上可能な最も早い日において株主意識確認総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意識確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意識確認総会最終時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。なお、株主意識確認総会が招集されない場合においては、上記(d)のとおり、取締役会評価期間の経過後のみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

#### (g)大規模買付情報の変更

当社取締役会が情報提供完了通知を行った後、当社取締役会が大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたことと判断した場合には、その旨及びその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為(以下、「変更前大規模買付行為」といいます。))について進めてきた本対応方針に基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本対応方針に基づく手続が改めて適用されるものとします。但し、当社取締役会は、かかる判断に当たって、特別委員会の意見を最大限尊重するものとします。

#### (h)対抗措置の具体的内容

当社取締役会が本対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします(以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、(別紙5)に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)例外事由該当事者による権利行使は認められないとの行使条件や、(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとともに、例外事由該当事者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

### 4.本対応方針の導入、有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

#### (1)本対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更について

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、(1)当社の株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、(2)当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止若しくは変更されるものとします。よって、本対応方針は、株主の皆様のご意思に従い、随時廃止又は変更させることが可能です。

なお、当社取締役会は、本対応方針の廃止の必要があると合理的に認められる場合には、その廃止に関する所要の決議を行います。

また、当社取締役会は、法令等及び金融商品取引所規則の改正若しくはこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められ、且つ、本対応方針の本質的内容を変更しない範囲で、特別委員会の承認を得た上で、必要に応じて本対応方針を見直し、又は変更する場合があります。

本対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示します。

#### (2)本対応方針の導入に関する議案について

当社は、本対応方針の導入に関して本議案を本定時株主総会に付議し、同議案は同株主総会において出席株主の皆様のご議決権の過半数の承認を得て可決されました。

### 5.株主及び投資家の皆様にご与える影響等

#### (1)本対応方針の導入時に本対応方針が株主及び投資家の皆様へ与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接的な影響を与えることはありません。

#### (2)対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会は、本対応方針に基づき、株主共同の利益の確保・向上を目的として対抗措置を発動することがあります。但し、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時には、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、また議決権の希釈化も生じないことから、例外事由該当事者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。但し、例外事由該当事者については、対抗措置が発動された場合には、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をし、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後であっても、当社が本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てがなされた本新株予約権を無償取得する場合があります。かかる場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

##### <1>本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令及び当社定款に従い、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられます。

なお、株主割当ての方法により本新株予約権の発行が行われる場合には、別途当社取締役会決議で定める募集新株予約権の引受けの申込みの期日までに、申込書を申込取扱場所に提出することにより、募集新株予約権の引受けの申込みをすることが必要となります(当該申込みの期日までに申込みがなされない場合には、当該株主は、本新株予約権の割当てを受ける権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。)

これに対して、本新株予約権の無償割当てが行われる場合には、上記のような申込みの手続は不要となり、基準日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に当社の新株予約権者となります。

##### <2>本新株予約権の行使又は取得の手続

当社は、基準日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対して、本新株予約権の行使請求書(当社所定の書式によるものとし、株主の皆様ご自身が例外事由該当事者ではないこと等を誓約する文言を含むことがあります。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり対象株式数(別紙5第2項において定義されます。以下同じとします。))に1円を乗じた額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき対象株式数の当社普通株式が発行されることとなります。但し、上記のとおり、例外事由該当事者は、本新株予約権を行使することができない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります(なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が例外事由該当事者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出頂くことがあります。)。但し、例外事由該当事者については、上記のとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ

適切な開示を行いますので、当該開示内容をご確認下さい。

#### 6.本対応方針の合理性について

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（〈1〉企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、〈2〉事前開示・株主意思の原則、〈3〉必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しております。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他買収防衛策に関する議論等をも踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

##### (1)株主共同の利益の確保・向上

本対応方針は、上記3.(1)記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び検討・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が特別委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって株主共同の利益の確保・向上を目的として、導入されるものです。

##### (2)事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様並びに大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様が適正な選択の機会を確保するために、本対応方針を予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時且つ適切な開示を行います。

##### (3)株主意思の重視

当社は、本対応方針の導入に関する議案を本定時株主総会に付議し、本対応方針は本定時株主総会において出席株主の皆様議決権の過半数の承認を得て可決されたことにより、効力を生じております。

##### (4)外部専門家等の意見の取得

上記3.(2)(b)から(d)記載のとおり、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分か否かの判断、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容の決定、取締役会評価期間の設定、大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行う場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、外部専門家等の助言を得ることとしております。また、上記3.(2)(e)記載のとおり、特別委員会が勧告を行うに際しては、必要に応じて、外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。これにより、当社取締役会及び特別委員会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

##### (5)特別委員会の設置

当社は、上記3.(2)(e)記載のとおり、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

##### (6)合理的な客観要件の設定

本対応方針は、上記3.(2)(f)記載のとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

##### (7)デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、上記4.記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止することができない買収防衛策）、又は、スローハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上

#### (別紙1)

平成27年9月30日現在における大株主の状況

株主名	住所	持株数(株)	持株比率(%)
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワー2棟	10,407,000	5.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,786,000	3.28
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY10013, USA (東京都新宿区新宿6-27-30)	6,620,509	3.20
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カस्टディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT,UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	5,717,000	2.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,898,000	2.37
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	4,667,000	2.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・山口銀行口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,300,000	2.08
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX	50 BANK STREET CANARY WHARF	3,847,000	1.86

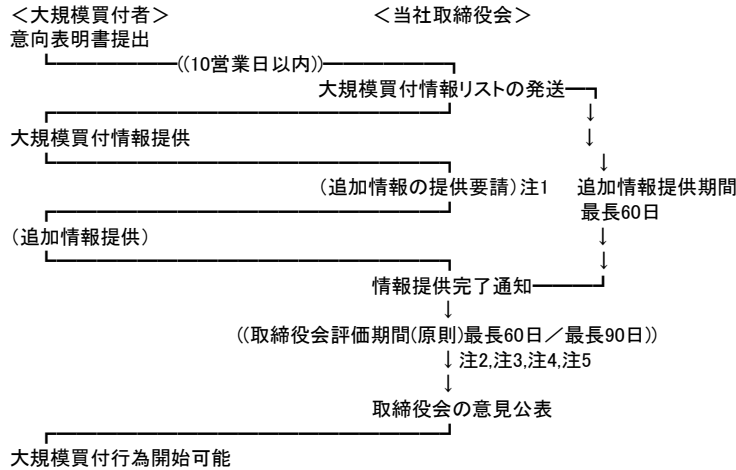
EXEMPTED PENSION FUNDS  
 (常任代理人 香港上海銀行東京支店  
 カस्टディ業務部)

LONDON E14 5NT,UK  
 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,325,000	1.61
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	3,241,000	1.57

(注) 出資比率は自己株式(8,252,848株)を控除して計算しております。

(別紙2)  
 本対応方針の手続の流れ  
 【大規模買付ルール】



注1: 当社取締役会は、当初提供を受けた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する意見形成、若しくは代替案立案を行い、株主の皆様に対して適切に提示すること、又は特別委員会が一定の勧告を行うことが困難であると必要に応じて外部専門家の助言を得た上で合理的に判断する場合には、大規模買付者から追加の情報の提供を受けるための合理的な期間として追加情報提出期間(大規模買付情報リストを発送した日から60日以内(初日不算入))を定め、当該追加情報提供期間及び当該追加情報提供期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示した上で、株主の皆様による適切なご判断、当社取締役会による意見形成及び代替案立案並びに特別委員会による勧告のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。但し、この場合、当社取締役会は、特別委員会の意見を最大限尊重するものとし、合理的な理由なく追加情報の提供を要求しないものとします。

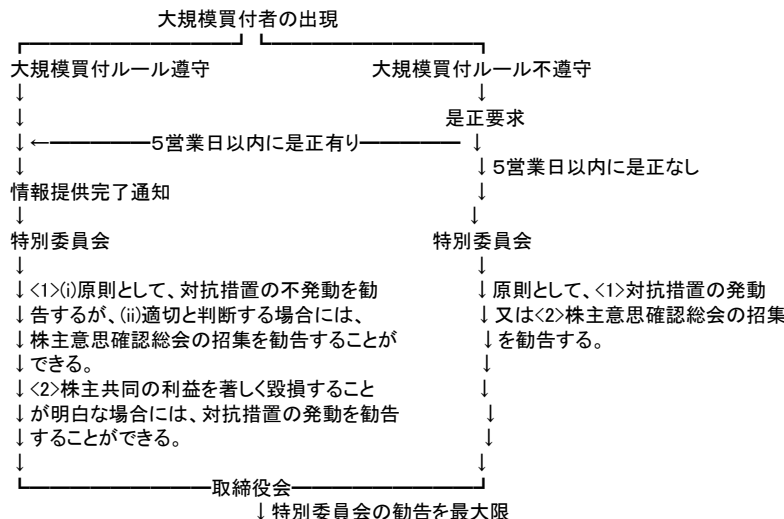
注2: <1>対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には最長60日間、<2>その他の大規模買付行為の場合には最長90日間(いずれも情報提供完了通知を行った日から起算され、初日不算入)。なお、特別委員会が取締役会評価期間内に一定の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間(初日不算入)延長することができるものとします(但し、延長は原則として一度に限るものとします)。

注3: 特別委員会は当社取締役会に対し、対抗措置の発動若しくは不発動、又は株主意思確認総会の招集等の勧告を行います。

注4: 当社取締役会は、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報に基づき、株主共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。

注5: 特別委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重した上で、当該株主意思確認総会を招集することができます。

【対抗措置発動に関する概要】





平成20年 6月 同社取締役常務執行役員・不動産カンパニープレジデント  
平成21年5月 同社取締役常務執行役員  
平成21年 6月 日本コンクリート工業(株)社外監査役  
平成22年 6月 太平洋セメント(株)常勤監査役  
平成25年6月 当社社外監査役

岡田 照美(昭和27年8月14日生)  
昭和50年 4月 協和醗酵工業(株)入社  
平成 19年 4月 同社山口事業所長  
平成 20年10月 協和醗酵バイオ(株)取締役  
平成 21年 4月 第一ファインケミカル(株)常勤顧問  
平成21年 6月 同社代表取締役社長  
平成25年 3月 同社顧問  
平成25年6月 当社社外監査役

(別紙5)

本新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1.割当対象株主

当社取締役会において別途定める基準日(以下、「割当期日」という。)における最終の株主名簿に記載された株主に対して、割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(但し、当社の有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式の数を上限として当社取締役会が別途定める数の本新株予約権の無償割当てをする。

2.本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は当社取締役会が別途定める数とする。

3.本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定める。

4.本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。

5.本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6.本新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする(なお、例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得るものとする。))。

7.当社による本新株予約権の取得

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をしたことその他の一定の事由が生じること又は当社取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権についてのみを取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を当社取締役会において付すことがあり得るものとする。

8.本新株予約権の無償取得事由(対抗措置の発動の中止事由)

以下の事由のいずれかが生じた場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (a)株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b)株主総会において大規模買付行為を行う者の提案に係る取締役候補者全員が取締役として選任された場合
- (c)特別委員会の全員一致による決定があった場合
- (d)その他当社取締役会が別途定める場合

9.本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社では、重要な会社情報について、情報管理責任者(事業場長)より経営管理室担当役員及び情報取扱責任者(経営管理室長)に発生後速やかに報告されます。

報告を受けた経営管理室担当役員及び情報取扱責任者は、経営管理室、経理部及び事業場長と協議し、東京証券取引所の定める適時開示規則等に準じて適時開示情報か否かの判断を行います。

「決定事実」及び「決算情報」については、経営会議又は取締役会を経て速やかな開示を実施しています。

「発生事実」については、上記手続の外に臨時取締役会を開催し、適時開示に努めています。

当社では、社内規則に「内部情報管理及び内部者取引規則に関する規則」を定め、これの遵守徹底によりインサイダー取引等の発生防止に努めています。



